

●他都市の有資格者の範囲

- ① 屋外広告士
- ② 建築士（建築士法第二条第一項）
- ③ 電気工事士（電気工事士法第二条第四項）
- ④ ネオン工事に係る特種電気工事資格者認定証の交付を受けている者（電気工事士法第四条の二）
- ⑤ 電気主任技術者免状の交付を受けている者（電気事業法第四十四条第一項）
- ⑥ 屋外広告物点検技能講習修了者
- ⑦ 職業能力開発促進法に基づく、広告美術仕上げ技能士、広告美術科職業訓練指導員、広告美術科職業訓練課程修了者
- ⑧ 屋外広告物講習会修了者
- ⑨ 特定建築物調査員資格者証の交付を受けている者（建築基準法施行規則第6条の5第1項）
- ⑩ 土木、建築、電気工事施工管理技士（建設業法第27条第1項の技能検定に合格した者（建設業法施行令第27条の3第1項の表検定種目の欄に掲げる土木施工管理、建築施工管理、電気工事施工管理の種目に係るものに限る。））
- ⑪ 技術士（技術士法第2条第1項（技術士法施行規則第2条第4号の電気電子部門及び同条第9号の建設部門に係る同法第6条第1項の二次試験に合格したものに限る。）
- ⑫ 帆布製品製造に関して、職業能力開発促進法による準則訓練を修了した者、職業訓練指導員免許を受けた者又は技能検定に合格した者。

	①屋外広告士	②建築士	③電気工事士	④特殊電気工事資格 (ネオン)	⑤電気主任技術者	⑥屋外広告物点検 技能講習修了者	⑦広告美術仕上げ技能士・広 告美術訓練指導員・広告美術 科職業訓練修了者	⑧講習会修了者	⑨特定建築物調査員	⑩工事施工管理技士	⑪技術士	⑫帆布製品にかかる技能士・ 訓練指導員・職業訓練修了者
1	東京都	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×
2	札幌市	○	○ (①講習会修了者のみ ②木造建築士は除く)	×	○ (講習会修了者のみ)	○ (講習会修了者のみ)	○ (広告美術仕上げ技能士1級の み)	×	×	×	×	×
3	仙台市	○	○ (①講習会修了者のみ ②木造建築士は除く)	×	○ (講習会修了者のみ)	○	○ (広告美術仕上げ技能士1級の み)	×	×	○ (講習会修了者のみ)	○ (講習会修了者のみ)	×
4	さいたま市	○	×	×	×	○	○	○	×	×	×	×
5	千葉市	○	×	×	×	×	○	○	×	×	×	×
6	川崎市	○	×	×	×	×	○	○	×	×	×	×
7	横浜市	○	○ (木造建築士は除く)	○	×	×	○	○	×	×	×	×
8	相模原市	○	○ (木造建築士は除く)	×	×	○	○	○	×	×	×	×
9	新潟市	○	○ (二級建築士及び木造建 築士は除く)	×	○	×	×	×	×	×	×	×
10	静岡市	○	×	×	×	○	○	×	×	×	×	×
11	浜松市	○	×	×	×	○	○	×	×	×	×	×
12	名古屋市	○	○ (木造建築士は除く)	○	×	○	×	×	○	×	×	×
13	京都市	○	○ (木造建築士は除く)	○	×	○	○	×	○	×	×	×
14	大阪府	○	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×
15	大阪市	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×
16	堺市	○	○	○	○	×	○	○	×	×	×	○
17	神戸市	○	○ (木造建築士は除く)	○	○	○	○	×	×	×	×	×
18	岡山市	○	○	○	×	○	×	×	○	×	×	×
19	広島市	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×
20	北九州市	○	○ (木造建築士は除く)	○	×	×	×	○	×	×	×	×
21	福岡市	○	○ (木造建築士は除く)	×	○	×	○ (屋外広告業者に在職している 者に限る)	○ (屋外広告業者に在職し ている者に限る)	×	×	×	×
22	熊本市	○	○ (木造建築士は除く)	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	対象	22	5	10	7	11	10	7	3	0	0	1
	条件付で対象	0	11	0	2	2	1	1	0	1	1	0
	対象外	0	6	12	13	9	10	14	19	21	21	21

有資格者種類	概 要	国家資格	公的資格	学科試験	実技試験	講 習	屋外広告業 業務主任者資格
① 屋外広告士	屋外広告物法第10条第2項第3号イの規定による国土交通大臣の登録を受けた法人（一般社団法人日本屋外広告業団体連合会）が実施する、広告物の表示、掲出物件の設置、施行に関し必要な知識について行う試験に合格した者。 屋外広告物の製作・施工などについて専門的かつ総合的な知識及び技術の水準を有している者。 ※資格者は屋外広告業の業務主任者になることができる。		○	○	○		○
② 建築士（建築士法第二条第一項）	建築物の設計、工事監理等を行う技術者。 建築士事務所に所属する建築士は3年ごとに国土交通大臣の登録を受けた登録講習機関が行う建築士定期講習が義務付けられ、受講しない場合は、設計・工事監理等の業務を「業」として行うことができない。	○		○	○		
③ 電気工事士（電気工事士法第二条第四項）	電気工事の作業に従事するために電気工作物の工事に関する専門的な知識と技能を有する者。	○		○	○		
④ ネオン工事に係る特種電気工事資格者認定証の交付を受けている者（電気工事士法第四条の二）	事業用のビルや工場等の自家用電気工作物（最大電力500kW未満の需要設備）のうち、ネオン工事を行うのに必要な資格。	○		○	○	○	
⑤ 電気主任技術者免状の交付を受けている者（電気事業法第四十四条第一項）	事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるため、設置者が電気事業法上置かねばならない電気保安のための責任者。	○		○			
⑥ 屋外広告物点検技能講習修了者	屋外広告業の事業者団体（（一社）日本屋外広告業団体連合会及び公益社団法人日本サイン協会）が実施する屋外広告物の点検に関する技能講習修了者。 有効期間は5年間とし、更新の際には再度講習を受講。 ※屋外広告物ガイドライン運用上の参考事項で屋外広告士と同等以上の知識を有するものとして記載。					○	
⑦ 広告美術仕上げ技能士、広告美術科職業訓練指導員、広告美術科職業訓練課程修了者	（広告美術仕上げ技能士） 職業能力開発促進法に基づく技能士。 広告物の施工・仕上げに関しての学科及び実技試験に合格した者。 ※合格者は屋外広告業の業務主任者になることができる。	○		○	○		○
	（広告美術科職業訓練指導員） 職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発施設及び認定職業訓練施設で職業訓練にあたる指導員。 屋外広告物の施工・取付方法に関して学科及び実技試験に合格した者。 ※合格者は屋外広告業の業務主任者になることができる。	○		○	○		○
	（広告美術科職業訓練課程修了者） 職業能力開発促進法に基づく職業訓練修了者。 広告等のデザインから製作までの知識・技能を習得することができる。 ※習得者は屋外広告業の業務主任者になることができる。					○	○
⑧ 屋外広告物講習会修了者	広告物の表示等に関して必要な知識を習得させることを目的に行政が開催する講習会を終了した者。 ※修了者は屋外広告業の業務主任者になることができる。					○	○
⑨ 特定建築物調査員資格者証の交付を受けている者（建築基準法施行規則第6条の5第1項）	病院や劇場、百貨店、学校など特別な用途で不特定多数の人が利用する延床2 0 0㎡以上ある特定建築物を定期点検・定期調査を行うことができる。 1級・2級建築士も同様の調査が可能。	○		○		○	
⑩ 土木、建築、電気工事施工管理技士（建設業法第27条第1項の技能検定に合格した者（建設業法施行令第27条の3第1項の表検定種目の欄に掲げる土木施工管理、建築施工管理、電気工事施工管理の種目に係るものに限る。））	施工計画を作成し、現場における施工管理や安全管理など工事施工に必要な技術管理を行うことができる。	○		○			
⑪ 技術士（技術士法第2条第1項（技術士法施行規則第2条第4号の電気電子部門及び同条第9号の建設部門に係る同法第6条第1項の二次試験に合格したものに限る。）	建築部門や電気電子部門の技術コンサルタントとして技術指導等を行うことができる。	○		○			
⑫ 帆布製品製造職業訓練修了者、帆布製品科職業訓練指導員、帆布製品製造技能士	（帆布製品製造技能士） 職業能力開発促進法に基づく技能士 帆布製品製造にかかる学科及び実技試験に合格したもの	○		○	○		
	（帆布製品科職業訓練指導員） 職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発施設及び認定職業訓練施設で職業訓練にあたる指導員。 帆布製品にかかる製造・取付方法に関しての学科及び実技試験に合格したもの	○		○	○		
	（帆布製品科職業訓練修了者） 職業能力開発促進法に基づく職業訓練修了者。 帆布製品にかかる製造・取付方法に関しての知識を習得することができる。					○	

※屋外広告業の業務主任者・・・・・・「業」を営む者は営業所ごとに選任する必要があり、業務主任者は、①広告物掲出にかかる法令の規定の遵守、②工事の適正な施工や安全の確保、③営業に関する帳簿の記簿や保存などの業務に関する統括を行う。

有資格者種類		考 察	他都市（22都市）での導入数	本市としての追加候補
①	屋外広告士	本市管理者要件	2 2 / 2 2	
②	建築士（建築士法第二条第一項）	本市管理者要件	1 6 / 2 2	
③	電気工事士（電気工事士法第二条第四項）	本市管理者要件	1 0 / 2 2	
④	ネオン工事に係る特種電気工事資格者認定証の交付を受けている者（電気工事士法第四条の二）	本市管理者要件	9 / 2 2	
⑤	電気主任技術者免状の交付を受けている者（電気事業法第四十四条第一項）	本市管理者要件	1 3 / 2 2	
⑥	屋外広告物点検技能講習修了者	・ガイドラインにおいて屋外広告士と同等以上の知識を有する者として記載あり。 ・1 日間の講習で、屋外広告物の点検に関する知識を習得。 ・修了証の更新をする際は、更新講習を受講し最新の情報を習得要。 ・他都市の導入状況をみると、有資格者の条件として導入しているのは、調査した 2 2 都市中の導入割合は 5 0 % 以上と高い。 ・導入している都市では、他の有資格者に比べて、有資格者としての選任割合は高い。	1 2 / 2 2	○
⑦	広告美術仕上げ技能士、広告美術科職業訓練指導員、 広告美術科職業訓練課程修了者	(広告美術仕上げ技能士) ・屋外広告業の業務主任者に選任することができる。 ・学科、実技試験に合格する必要がある、広告物の構造・施工に関して高度な知識を有している。 ・他都市の導入状況をみると、有資格者の条件として導入しているのは、調査した 2 2 都市中の導入割合は 5 0 % 以上と高い。	1 3 / 2 2	○
		(広告美術科職業訓練指導員) ・屋外広告業の業務主任者に選任することができる。 ・学科、実技試験に合格する必要がある、広告物の構造・施工に関して高度な知識を有している。 ・他都市の導入状況をみると、有資格者の条件として導入しているのは、調査した 2 2 都市中の導入割合は 5 0 % 以上と高い。	1 1 / 2 2	○
		(広告美術科職業訓練課程修了者) ・屋外広告業の業務主任者に選任することができる。 ・広告美術科職業訓練指導員から訓練をうけ、広告物の構造・施工に関して高度な知識を有している。 ・他都市の導入状況をみると、有資格者の条件として導入しているのは、調査した 2 2 都市中の導入割合は 5 0 % 以上と高い。	1 1 / 2 2	○
⑧	屋外広告物講習会修了者	・講習修了者は屋外広告業の業務主任者に選任することができる。 ・1 日間の講習で、関係法規や広告物の施工、表示の方法について受講。 ・他都市状況をみると、有資格者としての条件として導入しているのは、半数を満たしていない。 ・導入している都市では、他の有資格者に比べて、選任割合は高い。 ・広告物の施工や点検に関しての知識が、他の資格と同等以上あるとは言い難い。	8 / 2 2	×
⑨	特定建築物調査員資格者証の交付を受けている者（建築基準法施行規則第6条の5第1項）	・学科試験に合格する必要がある。 ・特定建築物の調査内容には、広告物に関することも含まれているため構造・施工に関して高度な知識を有している。 ・他都市状況をみると、有資格者としての条件として導入しているのは、調査した 2 2 都市中の導入割合は低い	3 / 2 2	×
⑩	土木、建築、電気工事施工管理技士（建設業法第27条第 1 項の技能検定に合格した者（建設業法施行令第27条の 3 第 1 項の表検定種目の欄に掲げる土木施工管理、建築施工管理、電気工事施工管理の種目に係るものに限る。））	・土木、建築、電気工事それぞれの分野で施工等に関して高度な知識を有している。 ・他都市状況をみると、有資格者としての条件として導入しているのは、調査した 2 2 都市中の導入割合は低い	1 / 2 2	×
⑪	技術士（技術士法第 2 条第 1 項（技術士法施行規則第 2 条第 4 号の電気電子部門及び同条第 9 号の建設部門に係る同法第 6 条第 1 項の二次試験に合格したものに限る。）	・電気電子、建設それぞれの分野で高度な知識を有している。 ・他都市状況をみると、有資格者としての条件として導入しているのは、調査した 2 2 都市中の導入割合は低い	1 / 2 2	×
⑫	帆布製品製造職業訓練修了者、帆布製品科職業訓練指導員、帆布製品製造技能士	(帆布製品製造職業訓練修了者) ・学科、実技試験に合格する必要がある、帆布製品の構造・施工に関して高度な知識を有している。 ・他都市状況をみると、有資格者としての条件として導入しているのは、調査した 2 2 都市中の導入割合は低い	1 / 2 2	×
		(帆布製品科職業訓練指導員) ・学科、実技試験に合格する必要がある、帆布製品の構造・施工に関して高度な知識を有している。 ・他都市状況をみると、有資格者としての条件として導入しているのは、調査した 2 2 都市中の導入割合は低い		×
		(帆布製品製造技能士) ・帆布製品科職業訓練指導員から訓練をうけ、帆布製品の構造・施工に関して高度な知識を有している。 ・他都市状況をみると、有資格者としての条件として導入しているのは、調査した 2 2 都市中の導入割合は低い		×